

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

---

児童の健全育成対策は、児童福祉法制定以来児童福祉行政における最も大きな柱の一つとされてきたが、最近における出かせぎ、共かせぎ家庭の増加、人口の都市集中に伴う住宅不足、団地家庭の増加などに伴う児童の放任・過保護などの問題が目だってきたことなどによって、あらためて健全育成対策の重要性が強調されるに至った。特に、近年における家庭機能の縮小傾向が指摘されてはいるが、児童をとりまく不良な生活環境から児童を保護し、事故死傷や不良化を未然に防止し、心身ともにすこやかな児童を育成するうえで家庭の果たす役割の大きさがあらためて確認され、従来の児童局を児童家庭局と改称し、児童健全育成対策も、家庭重視の線にそって整備推進されることとなった。

---

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

##### 1 家庭児童相談室の活動

---

児童の育成に関する相談指導の機関は、児童相談所と福祉事務所であるが、上述のような施策の展開に応ずるために五か年計画で全国1,040か所の福祉事務所に家庭児童相談室を設置して児童の健全育成に関する相談指導の機関を強化することとし、39年度には193か所に設置し、40年度にはこれを300か所に拡大することとなった。各家庭児童相談室には、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事1人と主として面接指導を行なう家庭相談員2人が置かれている。家庭児童相談室は、児童の育成に関する相談指導にたずさわる専門機関たる児童相談所に対し、一般的かつ、軽易なケースを扱う第一線機関として児童相談所とのきん密な連けいのもとに家庭児童相談事業の推進にあたることが期待される。これとともに、家庭児童相談室の活用について、児童委員は担当区域内の家庭に対して積極的に助言を行ない、必要のある場合には福祉事務所に対して通告を行なうなど積極的な協力活動が期待され、児童委員の資質の向上と活動の活発化も要請される。

さらに、学校や社会福祉事業団体等が運営する民間児童相談所の機能も助長する必要があるので、39年度10か所、40年度は12か所に対して国が運営費の一部を補助している。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

##### 2 家庭児童対策指導者の研修

---

児童の育成は、児童相談所、福祉事務所等児童福祉機関の活動とあいまって、家庭および地域社会の人々が、これらの機関を活用しつつ、それぞれの場において健全育成活動を実践することによって果たされる。この場合人々の実践を推進するのが有志指導者(ボランティア)で、これら指導者の研修のために35年度から都道府県が主催する講習会に対して補助を行ってきた。これら健全育成指導者は、家庭児童相談室の設置に伴い、今後はその活動促進のための協力活動をも行なうこととなっており、このような家庭児童福祉の観点を強調するために、40年度からは、家庭児童対策指導者と改称することとした。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

#### 3 児童厚生施設の普及

---

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的として設置される児童厚生施設として、児童館と児童遊園をあげることができる。このうち、児童館は、一般的に遊びを通じて児童の集団的および個別的指導を行ない、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する機能をもつのが一般的であるが、地域の必要に応じて、幼児または両親不在家庭学童の保護指導を行なういわゆる学童保育の機能をもつものもある。国ではこの幼児または不在家庭児童の指導の重要性にかんがみこのような特殊機能をもつ児童館に対して、38年度から補助を行なっている。児童館は38年度末現在で公立190、私立153、合計343となっているが、このうち国の補助をうけて設置したものは123か所であり、39年度中に新たに設置補助されたものは158か所である。このほか39年度において運営費の補助対象となったものは、330か所であるが、地域社会において児童館が健全育成の中心的場として果たす役割にかんがみ、今後の普及が強く望まれる。

児童遊園は幼児および学童を主たる対象とする小規模の屋外の遊び場である。児童館および児童遊園には児童厚生員を置くこととなっているが、児童遊園の場合には、巡回または兼任でよいこととなっているので、児童厚生員の活動が名目的に流れる欠点を有するのが問題である。児童遊園は、38年度末現在で公立944か所、私立158か所、合計1,102か所となっているが、このうち38年度まで国の補助を受けて設置したものは928か所で39年度には新たに140か所に対して補助している。なお、40年度からは国民年金特別融資の対象にきりかえ、国庫補助は廃止された。

また、幼児や小学校低学年児童を対象とする児童用プールについても、39年度14か所の設置に対して国庫補助を行ない40年度からは国民年金融資の対象とすることとなった。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

#### 4 中央児童厚生施設「こどもの国」

---

大がかりの児童厚生施設として最近特に注目すべきものに、40年5月5日一部開園されることとなった中央児童厚生施設「こどもの国」をあげることができる。これは、皇太子殿下のご結婚を記念して、国費と寄附金とによって、横浜市と東京都町田市にまたがる97万平方メートルの地域に、広大な自然の環境を生かした大がかりの児童遊園ともいえるべきものである。将来は、全国の児童のレクリエーション・センターであるとともに、児童健全育成のための指導者の研修の場として活用すべく、現在、各般の施設の建設が進められている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

##### 5 地域組織活動とボランティア

---

児童の健全育成のための地域組織活動は、部落、町内等の近隣地域社会を基盤とするもので、子ども会等の児童の集団活動と、母親クラブ、親の会等の両親による児童育成のための集団活動とがあり、さらにこれらを育成助長する育成会等の組織がある。

子ども会は、小、中学生を主とする近隣児童組織で児童の自主的な活動を中心に地域の人々との協力によって指導育成されるものである。子ども会は38年3月末で約13万の組織に約696万の児童が参加しているが、よい指導者をうるのに困難を感じている。母親クラブ、親の会等の組織は、話し合いを通じて児童の育成に関する知識や技術をたかめ、これを家庭で実践するとともに、親たちの協力によって近隣児童の育成につとめることを目的とし、38年3月末で組織数約2万で約113万人が参加しているが、家庭児童相談室の普及に伴い、さらに促進されるものと期待される。児童組織や両親組織を援助する地域組織としては、自治会が活動しており、また、子ども会後援会・育成会・児童福祉の会等の組織が各地に生まれているが、その内容は地方によってまちまちである。

これら地域組織の活動を支えるボランティアの育成については、前述のように国が補助している。ボランティアは、子ども会指導者、母親クラブ指導者などの種類別に、市町村・都道府県の連絡組織ができている地方があり、また、青年の組織としてVYS(Voluntary Youth Social Workerの略)がある。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第1節 児童の健全育成

#### 6 児童の優良文化財の推せん・勧告

中央および都道府県の児童福祉審議会は児童の福祉をはかるために、芸能・出版物等について推せん、勧告を行なうことができるので、中央児童福祉審議会では26年以来出版物・映画・演劇等を推せんし、39年3月にはテレビ番組の推せんをはじめた(第2-8-1表参照)。また38年には週刊誌について勧告を行なっているが、勧告については、なるべく業界の自主規制を促進することを方針として活動している。都道府県児童福祉審議会は、それぞれの地方の実情に即して、推せん、勧告を行なっている。なお、34年度から、児童福祉週間にちなむ行事として、前年度中の推せん作品のうち特に優秀なものに厚生大臣賞がおくられている。

第2-8-1表 中央児童福祉審議会の推せん文化財件数

	26年1月 ~39年3月	39年4月 ~40年3月	累 計
出 版 物	2,368	406	2,774
映 画	323	37	360
幻 灯 画	208	1	209
紙 芝 居	418	23	441
見 童 劇	48	8	56
放 送 (テレビ番組)	—	16	16

厚生省児童家庭局調べ

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 1 要保護児の保護

---

保護者がいないなどの理由により家庭による養育が期待できないか、または家庭において養育することが適当でない児童に対しては、国または地方公共団体の責任において、家庭に代る環境を与え、その健全な育成をはかるため種々の施策が講ぜられている。このような施策としては、乳児院または養護施設における養護、里親への養育委託等がある。また、混血児で養護に欠ける者に対しては、以上のほかに、特に国際養子縁組を促進する方法も講じられている。

---



---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 1 要保護児の保護

##### (1) 養護施設

---

養護施設は、満1歳以上の要養護児童を入所させて、心身ともに健全な社会の一員に育成することを目的とする施設で、昭和39年10月1日現在、557施設、収容定員3万7,398人、在籍人員3万2,520人である。38年度における入退所人員を見ると、入所人員9,630人、退所人員1万,859人である。

第2次世界大戦直後は、戦災孤児等保護者のいない児童が多く収容されていたが、近年では保護者があるにもかかわらず、家庭崩壊等の原因により適切な監護が受けられない児童が収容される比率が大きくなってきており、36年に行なわれた措置児童実態調査によれば、養護施設入所児童のうち、保護者が全くいない児童は12.7%である。

養護施設入所児童は、義務教育終了と同時にその大部が就職する。また、この時期に多くの者が施設を退所するが、退所後1年間程度は、新しい環境に適応していくための事後補導が必要であり、企業における使用者の理解と、施設・児童相談所等関係機関と企業の連携による指導が望まれる。

また、他の収容施設についても、国は、施設の運営に関し、単に法令で定められた最低基準を遵守させるのみにとどまらず、児童の指導、処遇、職員の人事管理、労務管理、施設経理、施設の構造等各分野にわたり広く施設経営の合理化、近代化をはかり、社会資本としての施策の利用効率をたかめ、入所児童の福祉のいっそうの推進のために、必要な指導を進めていく方針である。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 1 要保護児の保護

##### (2) 里親および保護受託者(職親)

里親制度は、志望者の家庭に要養護児童の養育を委託する制度であり、家庭に恵まれない児童を家庭のふんい気の中で養育する養護形態として非常にすぐれた長所をもっているため、今後この制度のいっそうの推進をはかることが必要である。このためには、里親制度についての国民一般の認識を深めることとともに、里親の児童養護技術の向上をはかることなど質的な強化も必要である。

保護受託者、いわゆる職親は、その数がきわめて少ない状態にあるが、比較的知能の遅れた児童の社会適応のためにも効果的な制度であり、要保護児童の職業的能力開発のためにもさらにこの制度の活用が望まれるところである。

里親および保護受託者制度の普及発展のため例年10月に里親および保護受託者を求める全国運動を行なう等、一般の理解を深める活動を行なっている。このほか、36年度から里親委託支度品の支給が国の助成によって行なわれており、里親委託の促進をはかっている(第2-8-2表参照)。

第2-8-2表 里親、保護受託者および委託児童の状況

第2-8-2表 里親、保護受託者および委託児童の状況

(単位：人)

	里親および委託児童			保護受託者および委託児童		
	年度末現在 登録里親数	年度末現在 児童が委託 されている 里親数	年度末現在 委託児童数	年度末現在 登録保護受 託者数	年度末現在 児童が委託さ れている保護受 託者数	年度末現在 委託児童数
35年度	19,022	7,751	8,737	2,391	85	93
36	18,985	7,545	8,664	2,416	87	91
37	19,275	7,332	8,337	2,613	123	150
38	18,773	6,980	7,952	2,653	82	57
39(4~9)	18,519	6,749	7,709	2,662	69	92

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 2 要教護児および情緒障害児の指導

非行少年数は、第2-8-3表および第2-8-4表によって明らかなように、年々増加の一途をたどっており、しかも年齢階層別には、しだいに低年齢の少年の非行の増加が目だってきている。たとえば刑法犯少年(触法少年を含む。)を年齢階層別に見ると37年までは18歳未満の者のうち16～17歳の層が最も多かったのに対し、近年では14歳未満または14～15歳の層に最も多く、かつ、この年齢階層における刑法犯少年の増加の傾向はきわだっている。

第2-8-3表 刑法犯少年(触法少年を含む)年齢階層別推移(各年齢階級人口千対)

第2-8-3表 刑法犯少年(触法少年を含む)  
年齢階層別推移(各年齢階級人口千対)

		35年	36	37	38
20 歳 未 満	総 数	9.6	10.5	10.8	11.3
	14 歳 未 満	5.1	6.3	6.7	6.9
	14 ～ 16	11.3	11.7	12.7	13.4
	16 ～ 18	13.0	14.2	13.7	13.0
	18 ～ 20	15.7	16.1	15.2	16.3
20 歳 以 上		7.3	7.3	6.9	7.2

資料：警察庁「少年非行」

第2-8-4表 <犯少年等補導人員年齢階層別推移(各年齢階級人口千対)

第2-8-4表 <犯少年等補導人員年齢階層別推移  
(各年齢階級人口千対)

		35年	36	37	38
総 数		41.0	38.8	45.5	48.8
14 歳 未 満		16.9	17.0	17.3	18.2
14 ～ 18		58.5	54.3	59.2	61.8
18 ～ 20		68.8	60.7	80.5	85.5

資料：警察庁「少年非行」

また、非行の集団化も近年著しい傾向であり、少年の非行が集団によって、または集団との何らかの関連のもとに行なわれることに対しては、その予防対策として少年の健全な集団活動の推進、有能なリーダーの養成等が重要である。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 2 要教護児および情緒障害児の指導

###### (1) 教護院における指導

---

触法行為等を行なった少年または行なうおそれのある少年のうち、14歳未満の者の全部および14歳以上18歳未満の者の一部は、児童相談所において医学、心理学等の面での判定を受けて、必要がある場合は教護院入所の措置がとられ、生活指導・学習指導、職業指導を通じて社会復帰がはかられる。39年10月1日現在、教護院は58施設、収容定員6,199人、在籍人員4,859人であり、38年度における入所人員は2,707人、退所人員は3,076人である。

前述した非行少年の増加およびその質的变化からみて、これらの少年の再非行防止のために教護院の機能の強化が必要であり、非行少年の年齢、性情等に応じた分類収容体系の確立、教護技術の向上、退所した者の事後補導体制の整備等は早急に具体的方策を検討すべき問題である。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 2 要教護児および情緒障害児の指導

##### (2) 情緒障害児短期治療施設における治療

---

非行少年対策としては、その発生を未然に防ぐことが第1に重要である。そのための対策の一環として、37年度から軽度の情緒障害により正常な社会的適応が阻害されているおおむね12歳未満の児童を治療するための施設として情緒障害児短期治療施設が国の補助金によって設置されることとなった。加年3月31日現在全国に4か所(収容定員200人)が設置されているのみであるが、今後この種の施設の拡充、活用は児童の非行対策の一環として重要である。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 3 精神薄弱児の保護

精神薄弱児の数は、軽度の者も含めて全国で約90万人と推計され、これらの精神薄弱児に対しては、その家庭環境、精神薄弱の程度等に応じて、精神薄弱児施設における收容保護、精神薄弱児通園施設における通園指導、専門家による在宅指導等のみちが開かれている。39年10月1日現在、精神薄弱児施設は196施設、收容定員1万3,143人、在籍人員1万2,289人、精神薄弱児通園施設は53施設、收容定員は2,240人、在籍人員1,952人であるが、施設の数著しく不足しており、今後緊急に施設の整備拡充が必要である。

重度の精神薄弱児については、高度の専門的保護指導が必要であり、これまで国立精神薄弱児施設秩父学園(收容定員125人)が唯一の施設であったが、対象児童に対して定員が非常に少ないので、38年度から原則として公立精神薄弱児施設に、重度精神薄弱児收容棟の附設を推進することとし、国は施設の設置に対して国庫補助金を交付してその助成をはかっている。38年度には5施設に、39年度には7施設に、それぞれ重度精神薄弱児收容棟が附設された。

このほか、在宅の重度精神薄弱児の福祉をはかるため、39年9月から重度精神薄弱児扶養手当法が施行され、重度精神薄弱児を養育する父母等で一定の所得以下のものに対し扶養手当(重度精神薄弱児1人につき月額1,000円)を支給することとなった。40年度においては、5月から手当支給に関する所得制限の緩和をはかるとともに、9月から手当額を1,200円に引上げることとしている。

現在まで、精神薄弱者の福祉対策は、18歳以上の者に対する施策と児童に対する施策とが精神薄弱者福祉および児童福祉法によるそれぞれ別個の体系によって進められてきたが、精神薄弱の障害の特質からみて、児童から成人まで一貫した対策を行なうことが必要であり、精神薄弱者福祉施策をどのような形で一元化するかが今後の大きな課題である。

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 4 身体障害児に対する対策

身体障害児の対策は、療育指導、育成医療の給付、補装具の交付等による治療およびその後の保護措置とし、体不自由児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設等への施設収容に二大別することができる。このうち、比較的短期の治療で回復を期待できる見込みのある児童に対する対策としては、全国728か所の指定育成医療機関によって育成医療の給付を中心として進められている。38年度中の給付件数は1万6,148件で、36年度の1万3,677件、37年度の1万4,978件に比べ、逐年増加の傾向にある。また、38年度中に給付決定が行なわれたものは1万4,904件であり、このうち、し体不自由児に対するものが、1万3,525件で、視覚障害の421件、聴覚、平衡機能障害の89件、音声、言語障害の868件に比べて圧倒的多数にのぼっている。なお39年度からは、あらたに先天性心臓疾患をはじめとする内臓疾患を育成医療の給付の対象とすることとし、初年度には170件分の予算が組まれることとなった。

長期の医療を必要とするし体不自由児については、施設収容によって、必要な治療が与えられ、独立自活に必要な知識技能が付与されることとなっている。39年12月1日現在し体不自由児施設は、全国で58か所、収容定員6,173人、在籍児童数5,742人であるが、放射線障害、あざらし奇形、脳性小児マヒ、交通事故等による外傷等の特殊の障害の増加傾向が見られる。また、身体障害児のうち特に重度の障害を有し、一般の身体障害児とは異なる高度の療育指導の必要なものについては、39年度より重度し体不自由児収容棟を全国10か所のし体不自由児施設に付設し、合計200ベッドが整備されることとなった。重度身体障害児が数万人と推定されており、今後これら病棟の増設がつよく要望されている。また、身体障害のほかに精神障害をあわせもつ、いわゆる重症心身障害児については、し体不自由児施設でも精神薄弱児施設でもその生活指導を行なうことが不可能なものに対しては、生命尊重および家庭福祉の観点から、38年度から重症心身障害児施設において収容保護する体制がとられている。また39年度には増築2か所、定員150床の増設がなされ、39年度末で合計426床が整備されている。し肢不自由児施設には、このほか、在宅障害児の早期療育対策を主眼として施設から比較的近距离に存在する在宅障害児を毎日通園バスで運び、入園児と同様の治療、機能訓練などを行ない、昼食を園で支給するものがあるが、現在10か所400人が、このような施設で療育を受けることが可能となっている。

最近の身体障害児対策の主たる動きは以上のとおりであるが、今後このような対策を有効、適切に推進していくため保健所その他の機関で療育指導をうけ、障害の状況が明らかになったものにつき、38年度から都道府県において登録し、その経過をは握することとしている。



## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

##### 5 保育に欠ける児童に対する対策

保護者の労働あるいは疾病などにより、その監護すべき児童が保育に欠けると認められるとき、児童福祉法は、市長村長がその児童を保育所に入所させ保育することとしている。

保育所は、22年に児童福祉法が制定されて以来、年々急速な伸びを示し(第2-8-5表)、児童福祉に、大きな役割を果たしている。しかしながら、現在保育所がまだ設置されていない市町村は900余に及んでおり、全市町村の約1/4をしめている実情である。これら保育所の設置されていない市町村を解消し、保育所を必要とする地域に適正設置することは、児童の福祉に直接むすびつく問題であり、今後長期的な観点に立って体系的な整備計画がたてられなくてはならない。

第2-8-5表 保育所数,入所児童数の推移

	総数	公立	私立	入所児童数
34年度	9,568	5,240	4,328	666,388
35	9,782	5,571	4,211	689,242
36	10,018	5,655	4,363	718,013
37	10,247	5,992	4,255	739,886
38	10,524	6,259	4,265	766,434
39	10,766	6,474	4,292	789,850

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」39年については「厚生省報告例」による。

さらに、近時働く母親の増加、婦人の社会的活動への意欲の高揚等により、3歳未満児保育への要求はますます強くなっている。したがって、既存の保育所における乳児保育設備の整備をはかるとともに、今後新設される保育所についても乳児保育を重点的に行ないよう、今後における保育所の整備計画とも並行して考えていかなければならない。

なお、山間地、離島等にはへき地保育所が36年度より年次計画をもって設置されており、これに要する運営費について国庫補助がなされている。39年度末における全国のへき地保育所数は1,327か所である。また、農繁期等に臨時に開設されるものに季節保育所がある。この制度については28年度から運営費について国庫補助が行なわれており、39年度における季節保育所の設置か所数は、全国で約7,000施設を数えている。へき地保育所も季節保育所もいずれも児童福祉法に定める児童福祉施設ではないが、児童福祉施設たる保育所の補完的役割をもつもので、地域的なニードも高いものとなっている。

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第2節 要保護児童に対する施策

#### 6 保母等児童福祉施設職員の確保

保母等児童福祉施設職員の確保は、これら施設の運営にとって不可欠の要請であるが、近年の人口構造の変化や労働需給の見込み等を考慮すると、その確保は楽観を許さない状況にあり、今後の児童福祉行政の推進にあたってはこの点につき格段の努力を払わなければならないと思われる。これら職員のうち保母についてみると、各種児童福祉施設に合計約4万4,000人が就業しており、そのうち約3万7,000人が保育所において就業している。この約3万7,000人の保母のうちには、無資格者が約5,000人含まれているが、このように多数の無資格保母の就業の実態は、毎年、児童福祉施設が増設されつつある現状のもとで、今後ますます深刻になっていく傾向にある。そこで、39年度において保母養成校を新たに18校指定するとともに、指定校等に在学する者に対し、国庫補助によって、月額3,000円の保母修学資金を貸与する制度を創設し、38年度から実施することとした。この結果、40年3月現在、保母養成指定校は、113校に達する一方、修学資金の貸与決定を受けたものおよそ1,230件と見込まれている。また、保母の就労条件の改善をはかるため、各種施設の保母職員等の定数の改定、給与の改善につとめるほか、37年度から、国庫補助により女子職員が出産する場合には、代替職員を臨時に置くことにより、女子職員の保健を確保するとともに児童の保護に欠けることのないようつとめている。

保母以外の職種の従事者数は約3万5,400人であり、このうち直接児童の保護指導にあたる指導員、看護婦の確保は、保母と並んで現下の急務である。また、指導員について勤続年数を見ると第2-8-6表のとおりであり、特に精神薄弱児施設およびし体不自由児施設の職員の勤続年数が短いのが目立っている。これは、精薄児やし体不自由児の指導が非常に困難な仕事であり、また、過重な労働を余儀なくされていることに起因すると考えられるので、職員の処遇を改善することが必要となってくる。

第2-8-6表 施設の種類・勤続年数別、児童福祉施設の指導員数

第2-8-6表 施設の種類・勤続年数別、児童福祉施設の指導員数

	総 数	2年未満	2年～6年 未 満	6年～10年 未 満	10年以上
総 数	2,841	940	943	451	507
母 子 寮	268	93	102	47	26
養 護 施 設	1,118	341	349	181	247
精 神 薄 弱 児 施 設	652	265	246	89	52
精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	44	24	16	3	1
盲 児 施 設	56	17	17	10	12
ろ う あ 児 施 設	58	19	17	13	9
虚 弱 児 施 設	33	13	11	5	4
し 体 不 自 由 児 施 設	75	29	32	12	2
教 護 院	437	92	121	73	151
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	9	9	—	—	—
児 童 館	91	38	32	18	3

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

施設職員の給与改善は、毎年度政府の重点施策として予算措置がとられているところであって、35年度を100として本俸額を見ると、40年度は240になっており、ほぼ、公務員並の給与水準が確保されているか、今後

は,さらに施設職員の勤務の特殊性に着目して,諸手当を増額する等きめの細かい配慮が必要であろう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第3節 母子衛生

##### 1 母子保健

##### (1) 母子保健対策の現況

わが国の母子保健活動は、昭和23年の児童福祉法の施行以来、都道府県・政令市に設置されている815か所の保健所が中心となって実施し、逐年その成果をあげてきた。その結果、わが国の乳児死亡率は年々順調に低下を示し、39年には出生1,000対20.4と先進諸国の水準まであと一步の域に達した(第2-8-7表参照)。しかしながら、児童福祉法の性格上、従来は児童の保健福祉対策に重点が置かれ、健全な児童の出生および育成の基盤ともなるべき母性保健についてはその対策が十分とはいえない現状にある。統計上も、妊産婦死亡はいぜん高率であり、周産期死亡もいまだかなりの高率を示している。しかも近年の産業構造の変化、人口移動の激化、農山漁村における婦人労働の過重、婦人勤労者の増加等母性の健康に重大な影響を及ぼす社会的要因は増大しつつあるように思われる。このような社会的背景のもと、現在、母性保健対策は以下のような事業を中心に展開されつつある。

第2-8-7表 母子保健に関する人口動態統計

	出生率 (人口 千対)	乳児死亡 率(出生 千対)	新生児死 亡率(出 生千対)	妊産婦死 亡率(出 産1万対)	死産率 (出産1 万対)
22年	34.3	76.7	31.0	16.0	44.2
23	33.5	61.7	27.2	15.7	50.9
24	33.0	62.5	26.5	15.9	66.7
25	28.1	60.1	27.4	16.1	84.9
26	25.3	57.5	27.5	15.5	92.2
27	23.4	49.4	25.4	15.5	92.3
28	21.5	48.9	25.5	16.4	93.8
29	20.0	44.6	24.1	16.7	95.6
30	19.4	39.8	22.3	16.0	95.8
31	18.4	40.6	23.0	15.4	97.1
32	17.2	40.0	21.6	15.4	101.2
33	18.0	34.5	19.5	13.9	100.7
34	17.5	33.7	18.6	13.2	100.6
35	17.2	30.7	17.1	11.7	100.5
36	16.9	28.7	16.5	10.8	101.7
37	17.0	26.4	15.3	10.1	98.8
38	17.3	23.2	13.8	9.3	95.6
39	17.6	20.4	12.4	8.9	89.2

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」

## ア 妊娠届出および母子手帳の交付

妊婦は、すみやかに妊娠届出をすることになっており、これに対し母子手帳が交付される。妊娠の届出状況は年々増加し、38年には90%に達している。ただし、妊娠8か月以後に届け出た者が17.3%に及んでいるので、早期届出の励行をはかる必要がある。

## イ 妊産婦、乳幼児保健指導

妊産婦・乳幼児は、保健所等の医師・助産婦・保健婦の保健指導および家庭訪問を受けることになっている。38年の状況は、妊産婦に対しては約80万回の指導と約22万件の家庭訪問が実施され、乳児に対しては約345万件、幼児に対しては約158万件となっている(第2-8-8表参照)。

第2-8-8表 妊産婦、乳幼児保健指導件数

			37 年		38 年	
			保健所活動	市町村の実施	保健所の活動	市町村の実施
妊産婦	総数	533,683	236,244	543,254	260,308	
	妊婦	440,216	192,844	422,097	207,731	
	産婦	93,467	43,400	121,157	52,577	
乳幼児	総数	3,644,373	1,163,076	3,665,269	1,360,554	
	乳児	2,448,630	807,708	2,438,595	1,008,726	
	幼児	1,195,743	355,368	1,226,674	351,828	

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」

妊産婦死因の第1位である妊娠中毒症に対しては、36年度以降、発生防止と早期発見を目的とした助産婦による家庭訪問が実施され、38年には約19万回の訪問が行なわれた。また、39年度から、低所得階層の妊産婦に対し、入院療養を促進するための公的援助が開始された。

## ウ 未熟児対策

未熟児の届出件数は、38年は約7万7,000件で、これに対し、保健所保健婦等による家庭訪問指導と簡易保育器の貸出しが行なわれている。また、入院医療を要する未熟児に対しては、医療費に対する公的援助が行なわれており、38年度は約7,400件が対象となった。未熟児以外の新生児に対しても、助産婦・保健婦による感染予防その他の養育指導が家庭訪問により行なわれているが、38年度には約95万件が実施された。

## エ 3歳児健康診査

従来、幼児に対する保健指導は乳児に比し、必ずしも十分に実施されていなかったため、36年度以降、心身発達の上で重要な時期である3歳児期に、身体面および精神発達面に関する健康診査が行なわれている。38年度においては、約77万件の健康診査が実施された。

## オ 妊産婦・乳幼児の健康カード

妊娠時から幼児時期にいたるまで、一貫して母子の健康状態をは握し必要な指導を行なうため、39年度から一部市町村を実施地域として、妊娠の届出に基づき、市町村において妊産婦・乳幼児の登録管理を行ない、健康カードを備え付けることとし、訪問指導、健康診査等を実施した際にその結果および保健指導上留意すべき事項をこれに記入する制度を実施することとしたが、さらに40年度から全国的な実施体制の確立をはか

ろうとしている。

## カ 母子健康センターの設置

母子健康センターは市町村における母子保健の向上と増進をはかるため、助産および妊産婦・乳幼児の保健指導、栄養指導等を行なう総合的母子保健施設として、地方中小都市および農山漁村等の医療機関に乏しい地域をおもな設置対象とし、33年度以降設置され、著しい成果をあげている。設置費に対しては、国および都道府県の補助が行なわれ、その数は39年度末には342か所に達している。

## キ 家族計画普及事業

幸福な家庭づくりの基礎として、また、母体に障害を与えるおそれの多い人工妊娠中絶を減少させるため、家族計画普及の事業が行なわれている(38年における人工妊娠中絶届出件数は約95万5,000件となっている)。現在、815か所の保健所に附置されている優生保護相談所が主体となって、個別指導や集団指導を行っており、38年度から、新婚世帯および婚前者に対し、家庭の生活設計の根幹として、家族計画が正しく行なわれるよう、新婚学級というグループ指導がなされている。

また、受胎調節を希望する低所得階層の人々に対し、30年以降、国および地方公共団体が費用を負担し、無料または半額で器具薬品を提供するとともに、受胎調節実地指導員による個別指導が行なわれている。

現在、約1万人の実地指導員が本事業に従事しており、37年度には約163万5,000件の実地指導が行なわれた。

以上のほか、企業体等において、民間団体による家族計画事業が活発に行なわれている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第3節 母子衛生

##### 1 母子保健

##### (2) 母子保健法案

---

中央児童福祉審議会母子保健部会は39年12月母性保健の重要性にかんがみ、母性保健に関する対策を基軸とし、母子一体の原則にもとづき、児童福祉法から乳幼児期までの保健施策をとり入れ、婚前より乳幼児にいたるまで、一貫性ある保健指導等諸対策が実施されるよう単独法を制定するのが妥当である旨の意見を発表した。その趣旨にそって保健、衛生対策を主軸とする母子保健法案が40年2月23日第48回国会に上程された。同法案の要旨は、母子保健の理念を明らかにし、母子保健の向上をはかるための措置として妊娠・出産および育児に関する知識の普及につき市町村長が努力すべきことを定めるとともに一般的な母子保健事業を都道府県(保健所)から市町村に移譲し、市町村単位の母子健康管理体制の確立をはかることとし、保健所はこれに対して必要な協力を行ない、未熟児対策など特殊な分野を担当する等、市町村と保健所との関係を明らかにし、新規補助事業として、低所得階層の妊産婦・乳幼児に対する牛乳一本の無償供与市町村における母子保健事業の拠点としての母子健康センターの設置を規定したこと等である。この法案は、第48回通常国会において、継続審議に付されることが決定された。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第3節 母子衛生

#### 2 虚弱児および結核等慢性疾患児に対する対策

---

虚弱児のうち、最近特に増加の傾向にあって注目すべきものに、全虚弱児の半数をしめるいわゆる立ちくらみと称する起立循環障害児をあげることができる。そのほか、大気汚染に起因すると思われる喘息等のアレルギー性疾患、幼少時からのストレスの連続による若年性高血圧症、リウマチ等に起因する後天性心臓疾患等の増加傾向も無視できない。このような虚弱児に対する対策としては、公害対策、社会的、家庭的環境の整備、リウマチ対策、溶連菌検査等の拡充と同時に、これら特殊疾患児を専門に扱う虚弱児施設の拡充が望まれる。

次に、結核児童に対する対策としては、児童福祉法による療育の給付として、入院中の療養とこれにあわせて学習援助が行なわれることとなっているが、療育の給付を行なう指定療育機関は39年度末で70か所となっている。38年度中の療育の給付の申請件数は2,410件で、うち受給決定件数2,290件となっており、37年度の申請1,645件および決定1,609件に比べ、いずれも増加している。

療育の給付は、従来、骨関節結核その他の結核にかかっている児童を対象として行なわれてきたが、40年度からは、進行性筋萎縮症のような治療方法のほとんどない結核以外の慢性疾患にかかっている児童についても本人およびその家庭の福祉をはかることを目的として当該給付の対象とすることとなり、全国8か所の国立療養所において合計300人の児童の療育給付を扱うこととなった。全国3,000人と推定される罹患児童に対し、病状の進行をとめ、合併症を防ぐための対策が、今後さらに推進されることが期待される。

---



## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

##### 1 母子福祉法制定の背景

昭和39年7月、長年の懸案であった母子福祉法が制定され、母子福祉対策の総合的、一体的推展への体制が整った。本法が制定されるまでわが国の母子福祉対策は27年に制定された母子福祉資金の貸付等に関する法律による施策をはじめとし、国民年金法による母子福祉年金あるいは児童扶養手当法による児童扶養手当など所得保障の対策、生活保護法による母子加算制度、母子寮その他住宅、課税の特例等各般にわたって改善、充実がはかれてきたのであるが、なにぶんにもその関連する領域が広く、また行政上も区々に行なわれており、かつ、必ずしも十分ではなかったため、今回母子福祉法の制定により、これらの母子福祉対策を一体的に向上させようとしたものである。

母子福祉法は、施行後まだ日が浅く、今後の改善充実にまつべきものが多く、特に新たに規定された住宅、雇用など他省の所管するもの、あるいは母子福祉施設の整備、活用、母子福祉関係機関の強化などについては母子福祉法の目的とするところを実現するために早急にその具体的な方策の検討とその実現に力を注がなければならない。

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

##### 2 母子福祉対策

---

母子福祉法の対象たる母子家庭は、夫と死別、離婚あるいはこれに準ずる状態にある女子で20歳未満の児童を扶養しているもので、36年8月1日現在における全国母子世帯調査によれば、その総数は、103万世帯と推計されている。母子福祉対策としては、これらの母子家庭に対し次のような事業を行なっている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

##### 2 母子福祉対策

##### (2) 母子福祉資金の貸付け

資金の種類は、母子家庭の母親が事業を始めるのに必要な資金(事業開始資金)や、その扶養する児童の修学に必要な資金(修学資金)など10種類である(第2-8-9表参照)。37年度における母子福祉資金の貸付件数は約5万件であり、その金額は約14億円である。制度実施の28年度以降37年度までの貸付金の総件数は約55万件、貸付総額は約117億円の達している。

次に、各年度別における資金の種類別の貸付状況を見ると第2-8-1の図とおりであるが、これによると制度発足当時と最近における傾向とを比較すると著しい変動が見られる。すなわち、制度発足の28年度では母親の生業関係資金(事業開始資金および事業継続資金)は総貸付額の約90%をしめていたのが年とともに減少の傾向を示し、38年度では32%となったが、これにかわり児童の修学に必要な資金(修学資金)は、28年度は全貸付額の9%にすぎなかったものが、38年度では42%となっている。

第2-8-9表 母子福祉貸付金一覧

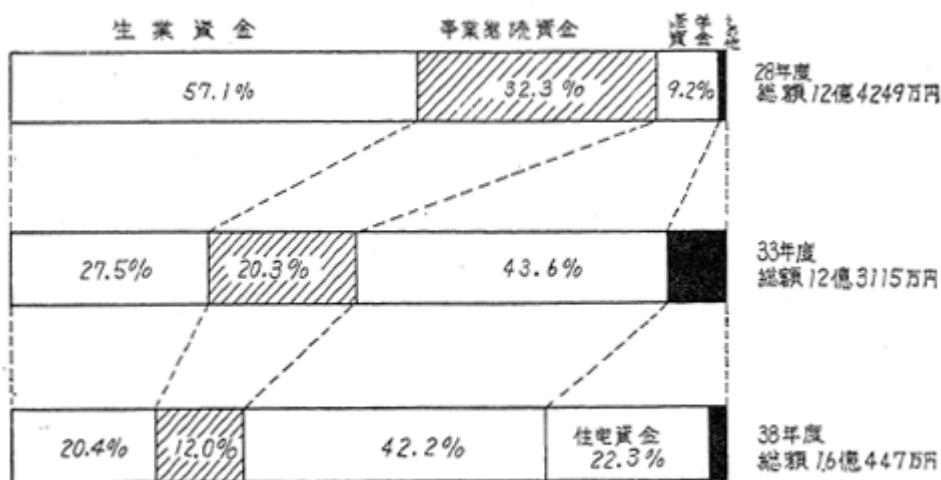
第2-8-9表 母子福祉貸付金一覧

	貸付対象	貸付金額の 限度	継続資金の 貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	母子家庭の母	20万円以内		貸付けの日から1年間	据置期間 経過後	個人分年3分 団体分年5分
	母子福祉団体	100万円以内				
事業継続資金	母子家庭の母	1回につき 10万円以内		貸付けの日から6か月	3年以内	"
	母子福祉団体	1回につき 30万円以内				
修学資金	母子家庭の児童	高校月額 1,500円以内	その児童の就学又は実地修練の期間中	卒業又は実地修練の終了後6か月を経過するまで	20年以内	無利子
	父母のない児童	大学又は実地修練若しくは高等専門学校月額3,000円以内				
技能習得資金	母子家庭の母	月額 1,500円以内	知識技能を習得する期間中の2年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	10年以内	年3分
修業資金	母子家庭の児童	月額 1,500円以内	その児童が知識技能を習得する期間中の2年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	5年以内	無利子 (厚生大臣が定めるもの)
	父母のない児童	1回につき 15,000円以内				
就職支度資金	母子家庭の母又は児童			貸付けの日から1年間	5年以内	年3分
生活資金	母子家庭の母	月額 4,500円以内	知識技能を習得する期間中の2年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	10年以内	"
住宅資金	"	1回につき 10万円以内		貸付けの日から6か月間	6年以内	"
転宅資金	"	1回につき 12,000円以内		"	3年以内	"
修学支度資金	母子家庭の児童	1回につき 15,000円以内		卒業後6か月を経過するまで	20年以内	無利子
	父母のない児童					

厚生省児童家庭局調べ

第2-8-1図 母子福祉資金貸付状況

第2-8-1図 母子福祉資金貸付状況



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

このような結果の分析は今後の資金の活用をはかるうえに十分検討がなされなければならない。

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

##### 2 母子福祉対策

##### (2) 母子相談員による相談

---

母子相談員は、各都道府県の職員として各福祉事務所に駐在し、母子家庭における経済上の問題、児童の就学、就職問題等生活万般にわたって相談に応じ、その指導を行なう職員である。その数は、39年4月現在952である。38年度における相談件数は約35万件であり、そのうち約27万件が解決をみている。なお、母子相談員の身分は非常勤であるが、40年度から母子相談員のうち、一定の資格のある者について常勤とするみちが開かれ、母子相談事業の強化が期待されている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

##### 2 母子福祉対策

##### (3) 職場の開拓および雇用の促進

---

母子家庭に対する職場の開拓としては、公共的施設内における売店等の優先的設置、たばこ小売人の優先指定ならびに主として母子家庭の母を雇用する母子福祉団体の行なう事業に対する事業開拓資金(100万円)および事業継続資金の貸付けについて、積極的な推進に力を入れているが、これらの対策は地域の協力と理解が最も大切であり、この面のたゆみない努力が必要である。

さらに、母子家庭の母と子の雇用について、母子相談員など母子福祉関係機関と職業安定機関との協力規定を新たに設けており、就職を希望する母子の雇用に今後大きな期待がかけられている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

#### 2 母子福祉対策

#### (4) 住宅

---

母子家庭の住宅問題は一般家庭のそれに比べいっそう深刻であると考えられるので、母子福祉法では、母子家庭の住宅について公営住宅の供給に特に配慮を加えることにしている。

なお、この特別の配慮については、すでに34年度から行政措置により、第二種公営住宅中一定戸数を母子世帯向住宅として建設することとしており、38年度までに建設された母子世帯住宅は7,450戸となっている。

---



## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第4節 母子福祉

#### 2 母子福祉対策

#### (5) 母子福祉施設

---

母子福祉法による母子福祉施設として母子福祉センターおよび母子休養ホームがある。母子福祉センターは現在国庫補助によるものが全国に14か所ある。その事業のおもなものは母子家庭に対する相談、生業、生活指導などである。母子休養ホームは、平素家事労働等に追われ、休養の機会に恵まれない低所得の母子家庭に休養の場を与えるための施設で、現在全国に5か所が建設されている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうか

#### 第4節 母子福祉

##### 2 母子福祉対策

##### (6) その他の母子福祉対策

---

以上のほか母子福祉を目的とする施策として生活保護法による母子加算国民年金法による母子(福祉)年金の支給,児童扶養手当法による児童扶養手当の支給課税面で寡婦に対する所得税控除,市町村民税の非課税などがある。

なお,児童扶養手当については,40年度において5月から手当支給に関する所得制限の緩和をはかるとともに,9月から手当額を第1子分について1,200円引き上げることとしている。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第5節 実施機関の活動状況

##### 1 児童相談所

児童福祉法の規定により、都道府県および指定都市に設置されている全国133か所の児童相談所は、いわば児童福祉行政の第一線機関として、児童に関する各般の相談調査、判定およびこれに基づく必要な指導を行なっている。ここ5年間における児童相談所の受付件数の推移は、第2-8-10表のとおりで、相談件数は着実に伸びている。特に長欠、不就学、性向、適性、しつけ等の健全育成に関する相談が近年増加の傾向にあり、38年度ではこれが全体の30%をこしており、なかでも、進学適性の相談が全体の1/5を数え、最近の相談の特徴となっている。(第2-8-2図参照)。

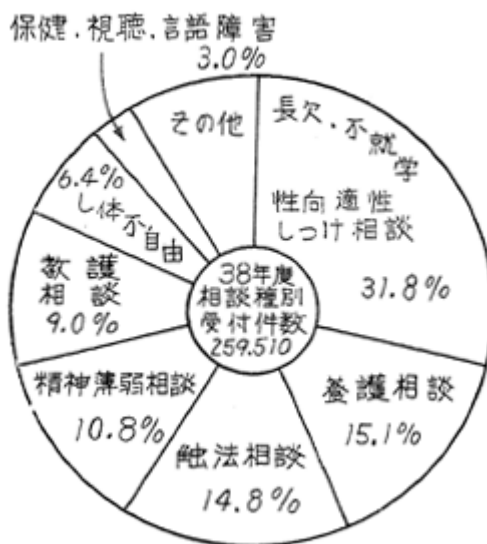
第2-8-10表 相談種別受付件数の推移

	34 年度	35	36	37	38
総 数	213, 875	227, 711	235, 304	245, 377	259, 510
姿 態 相 談	39, 981	35, 610	33, 873	38, 048	39, 133
保 健 相 談	3, 175	2, 947	2, 988	4, 119	3, 371
し 体 不 自 由 相 談	11, 588	13, 876	14, 456	14, 812	16, 703
視 聴 言 語 障 害	3, 328	3, 209	3, 426	3, 739	4, 310
精 神 薄 弱	20, 209	20, 708	23, 016	25, 923	28, 002
教 護 相 談	23, 071	23, 448	23, 115	23, 664	23, 327
触 法 相 談	27, 429	34, 939	43, 323	42, 667	38, 431
健全育成相談(I)	33, 980	37, 503			
長欠・不就学			3, 329	3, 750	3, 563
性 向			13, 277	12, 851	13, 644
健全育成相談(II)	28, 401	29, 642			
適 性			40, 890	43, 747	52, 548
し つ け			10, 902	12, 624	12, 844
そ の 他	22, 713	20, 829	22, 709	19, 433	23, 619

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

第2-8-2図 児童相談所相談種別受付件数

第2-8-2図  
児童相談所相談種別受付件数



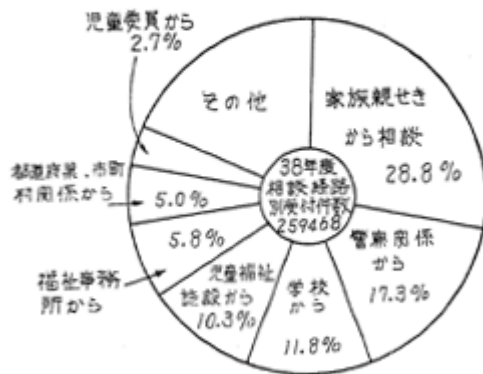
資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

これに対して、窃盗、傷害等のいわゆる不法行為のあった触法相談は昭和36年をピークに、この2、3年減少し、38年度には全体の15%弱とその比率も低下しつつある。しかし触法の素地、芽生えともいえる教護相談(家出、不純異性交遊等)の数は、ここ数年不変である。また教護、触法に限らず、養護、性向等の相談を考えると、その80%くらいが何らかの情緒障害に基づく問題児と推計される。非行以前にこうした行動問題児の情緒的不適応や一次性行動異常を治療指導する必要性が重視され、36年より特に児童の非行防止の機能をもった施設として情緒障害児短期治療施設が、設置されている。しかし、このような情緒障害児の処遇、治療に対する技術的理論体系がまだ完全に確立されていない状態であり、児童相談所がこのような施設にとくに密着し、児童の指導また治療の機能を発展させることが、今後の重要な方向の一つと考えられる。このほかは、養育上支障のある児童の保護に関する養護相談、精神薄弱児・し体不自由児等の保護指導に関する相談である。39年度からは重度精神薄弱児の扶養手当支給に伴う判定業務を児童相談所が行なうことになり、これに関連して今後ますます精神薄弱児の相談は増加することが予想される。また36年より保健所を中心に実施されている3歳児健康診査についても児童相談所の参加による取扱件数は38年度に1万5,503件となっている。

次に、これらの相談の受付経路を見ると、第2-8-3図のとおり家族・親せきから相談が全体の約30%でもっとも多く、他に警察・学校・児童福祉施設・福祉事務所等からの相談が多い。

第2-8-3図 児童相談所相談経路別受付件数

第2-8-3図  
児童相談所相談経路別受付件数

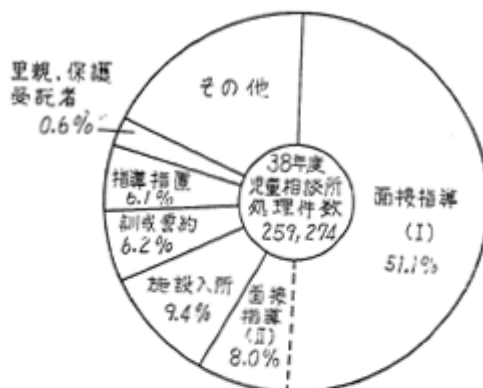


資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

受け付けた相談に対する指導および処理の方法は、相談内容によって異なるが、概略第2-8-4図のとおりである。児童相談は原則的にいわゆる臨床チームを組んで、児童精神医学的、心理学的、社会学的観点から実施されている。

第2-8-4図 児童相談所処理件数

第2-8-4図 児童相談所処理件数



資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」

- (注) 1 面接指導(I)は1回のみ面接で比較的問題の軽易なケースになされる指導である。  
 2 面接指導(II)はカウンセリング、遊戯治療等を用いての適所による継続指導である。  
 3 訓戒誓約は大部分(97%)非行問題児に対して行なわれている。行政的な処理法である。  
 4 指導措置とは家庭訪問による面接指導でもっとも実際的かつ児童相談所の恩恵を受け難い地域の住民に勧奨される方法である。(福祉事務所の社会福祉主事ならびに地域の児童委員に依頼する指導も含まれている。)

また児童の緊急保護、行動観察、短期の治療指導等必要に応じ、一時保護所における保護も行なっている。第2-8-10表に見られるとおり、38年度における児童相談所の受付件数は約26万件で児童人口の1%に満たないが、この現状を打開するためには、何よりもまず児童相談所の増設と児童精神医学、心理学等の専門知識および技術を有する職員の確保が考えられるが、これが必ずしも容易でない現状において、これを補う意味

で39年度より5か年計画で福祉事務所に家庭児童相談室の設置がはかられており、児童相談の窓口を広げている。しかし、専門職員の不足ということは切実な問題であり、早急にその充実が望まれる。ちなみに、職員の現員は第2-8-11表のとおり総数2,450人であるが、地域分担制をとっている児童福祉司および一時保護所の職員数を差し引くと、一相談所当たり10.4人という少なさである。児童福祉司の必要数(人口10~13万人に1人)に対する充足率は75%と低く、医師にいたっては全国で15名の専任者がいるにすぎず、児童相談所本来の機能を活かすにははなはだ不十分な状態といわざるをいない。

第2-8-11表 全国児童相談所職員数

第2-8-11表 全国児童相談所職員数  
(39年5月1日現在) (単位:人)

	総数	嘱託、兼務 (再掲)
総数	2,450	256
所長	130	2
次長	19	
ケース・ワーカー (児童福祉司・相談員)	912	10
心理判定員	269	25
医師	205	190
一時保護所員	461	14
看護・保健婦	37	1
庶務担当者	338	8
その他	79	6

厚生省児童家庭局調べ

職員の資質についてみると所長のうち、医学・心理学等の専門家は3割程度であり、児童福祉司においても、その資格要件である心理学・教育学および社会学等の専攻者は約2/3である。わずかに、心理判定員についてようやく9割以上が専攻の有資格者であるにすぎない。

児童相談所の事業として見のがすことのできないものに3歳児健康診査、精密検診等の予備活動をあげることができる。また、母親クラブなどを中心とした地域組織活動に対するはたらきかけをも強め、特に、児童相談所の設置されていない地域については、巡回相談を強化していくことも重要である。

このほか、児童相談所の事業を能率的に推進して行くうえで、児童福祉施設をはじめ、学校・保健所・福祉事務所・家庭裁判所・警察関係・児童委員・婦人相談所・公共職業安定所等きわめて多くの機関と今後ますます密接な連絡をとると同時に、精神衛生相談所・教育研究所等とも技術的な連携を保ちつつ、児童精神衛生活動の中核的役割を果たしていくことが期待される。

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第5節 実施機関の活動状況

##### 2 児童委員

---

児童委員は、児童家庭行政の民間協力機関として市町村の区域に置かれ、篤志家である民生委員がこれを兼ねている。児童委員の総数は、39年4月1日現在で12万7,633人であり、これら児童委員が38年度中に取り扱った児童問題に関する指導および相談の延件数は69万2,612件となっている。

今後の問題としては、地域によって人口数に比し児童委員の数がかなり少ないところが見られ、特に大都会のように人口増の激しい地域ではこの傾向はますます顕著になることが予想されるので早急に改善をはかるとともに、児童をめぐる種々の問題が世上をにぎわしている今日、取扱件数の面でも活発な活動が望まれる。

---

## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第5節 実施機関の活動状況

##### 3 福祉事務所

福祉事務所にはケースワーカーとしての社会福祉主事・精神薄弱者福祉司などが配置されているが、児童福祉のために児童相談所より児童福祉司の派遣駐在をうけているところもある。児童の健全育成の施策を強力に推進するため、全福祉事務所に家庭に対する相談指導を行なう家庭児童相談室が設置されつつあることについては、すでにふれた。

39年度中における福祉事務所の児童問題の処理状況は第2-8-12表のとおり、総件数41万7,420件であり、その内容は施設入所の措置が過半数をしめ、このうちでは保育所に入所させる措置が大半をしめている。今後も福祉事務所の機能の強化に伴って、社会福祉、児童福祉活動の拠点として重要な役割を果たしていくことが期待される。

第2-8-12表 福祉事務所の処理方法別処理件数

	実数	構成割合
総数	417,420	100
社会福祉主事の指導	14,537	3.4
施設	266,694	63.9
保育所	256,676	61.5
母子寮、助産施設	10,018	2.4
その他	136,189	32.6

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」



## 第2部 厚生行政の現状

### 第8章 児童と家庭に対する福祉対策はどうなっているか

#### 第5節 実施機関の活動状況

##### 4 保健所

---

児童福祉の観点から現在保健所が行なっている児童および妊産婦に対する正しい衛生知識の普及、健康診査、保健指導、身体に障害のある児童に対する指導、児童福祉施設における児童の健康管理等についての助言などの活動は、児童の健全育成施策の一環として大きな意義をもつものであるが、39年度中の動きとして注目すべきものとして保健指導を中心とする一般的な母子保健事業の市町村への移譲を重要内容の一つとする母子保健法案の第48回通常国会への提案をあげることができる。これは同国会では成立をみなかったが、継続審議となった。

---